

令和8年3月30日

奈良県知事

山下 真 殿

民俗資料収集・保存方針等検討委員会委員長

日高 真 吾

奈良県立民俗博物館民俗資料収集・保存等方針及び  
奈良県立民俗博物館資料除籍マニュアルについて

民俗資料収集・保存方針等検討委員会（以下「委員会」という。）では、委員会設置要綱第1条の規定により、奈良県立民俗資料収集・保存等方針（以下「方針」という。）及び奈良県立民俗博物館資料除籍マニュアル（以下「マニュアル」という。）について令和6年1月18日開催の第1回から令和8年3月19日開催の第5回まで協議を重ね、この度、別添のとおり方針及びマニュアルを委員会の案として取りまとめましたので提出します。

県におかれては、委員会の案を尊重のうえ方針及びマニュアルを決定され、今後、民俗資料の収集、保存等を適切に行われるよう要望します。

また、これまでの委員会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を申し添えます。

記

1. 方針第2条に規定しているとおり、民俗資料を適切に収集し、保存、活用することが基本方針であり、除籍は方針第6条の規定を適用する場合に限るものとし、その適用及び手続き等については同条及びマニュアルに従い慎重に進めるべきである。
2. 除籍後の活用について方針等に定めており、運営協議会に具体的な活用方法を示すなどして慎重に検討するべきである。
3. 除籍に関する規定は、除籍が安易に進まないよう必要かつ十分である規定にすべく協議したところ、別添の方針の規定のほか、「奈良県の地域性及び歴史性が認めがたいもの」や「寄贈者又は収集地の情報が欠如しており、将来的にも情報が得られる見込みがないもの」も除籍候補基準としてあがっていたが、協議の結果、今回の検討では規定から除外することとなった。
4. 今後、方針第8条に規定しているとおり、随時検証し、必要に応じて改定するとあるが、その際には、委員会での上記のような協議経過も踏まえて、外部有識者の意見を聴取するなどして適切に検証されたい。

以上

## 奈良県立民俗博物館民俗資料収集・保存等方針

令和 年 月 日  
奈良県立民俗博物館長

### (趣旨)

第1条 この方針は、奈良県立民俗博物館（以下「民俗博物館」という。）が行う、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第1条第3項に規定する衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）の収集、保存、活用、除籍に関して必要な事項を定める。

### (共通基本方針)

第2条 民俗博物館は、民俗資料を後世に継承するとともに、県民が民俗資料を通して、郷土の伝統、風俗、慣習などに対する理解と認識を深め、生活文化の向上に資するよう取り組む。

2 民俗博物館は、持続可能な運営を目指し、民俗資料の適切な収集、保存、積極的な活用を行う。

### (収集に関する方針)

第3条 民俗博物館は、県内に所在する民俗資料であって、奈良県の地域的特色を示す衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の県民の生活の推移の理解のため欠くことのできない資料を収集する。

2 前項で収集する資料のうち重点を置くものは、奈良県立民俗博物館コレクション資料基準で定めるものとする。

3 県外の所在であっても、次に該当し、本県との関連性が高いと判断できる資料について収集することができる。

(1) 県内の製作又は生産と認められる資料

(2) 本県の影響を受けている又は本県に影響を及ぼしたことが明らかな資料

4 出所、経緯、価値を明らかにするため、資料と一体的に収蔵又は保管する必要がある文献、写真、映像、音源等の二次資料の収集に努める。

5 収集は、収蔵の有無及び収蔵数、地域的特色、民俗資料の種類、製作・使用年代、意匠、保存状態、資料構成を、総合的に勘案するものとする。また、奈良県立民俗博物館コレクション資料基準に該当する資料を除き、既に収集している資料や奈良県の地域性及び歴史性が認めがたい資料については、その資料の必要性について特に慎重に検討を行う。

- 6 収集は、奈良県立民俗博物館資料寄贈・寄託マニュアルに規定する基本情報が不明な資料は収集しない。
- 7 収集は、奈良県立民俗博物館資料寄贈・寄託マニュアルに基づき、奈良県立民俗博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聞くこととする。

（保存に関する方針）

- 第4条 民俗博物館は、収集した資料を、奈良県立民俗博物館デジタル保存活用方針及び奈良県立民俗博物館デジタル保存活用マニュアル（以下「デジタル保存活用方針等」という。）並びに奈良県立民俗博物館資料保存マニュアルに基づき、写真撮影によりデータ保存した上で、展示、調査、研究、教育普及その他に利用するため、収蔵資料として登録、整理しなければならない。
- 2 収蔵資料は、良好な状態で保存するとともに、奈良県立民俗博物館資料保存マニュアルに基づき、定期的に点検及び調査を行い、その所在及び状態を確認しなければならない。また、資料台帳のデータも同様に点検を行い、収蔵資料の情報と整合を図らなければならない。
  - 3 収蔵資料の保存にあたり、配架方法や収蔵環境を最大限工夫するとともに、収蔵能力、保存環境の向上に努めなければならない。

（活用に関する方針）

- 第5条 民俗博物館は、収蔵資料を他の博物館や教育機関との連携により積極的に活用することに努める。
- 2 民俗博物館は、収蔵資料の年間の展示、活用に関する計画を策定し、運営協議会に報告する。
  - 3 収蔵資料の貸出は、奈良県立民俗博物館資料貸出マニュアルに基づき、適切な手続きを経て行う。
  - 4 民俗博物館は、収蔵資料をデジタル保存活用方針等に基づき、データベースを作成し、公開することで一般に広く普及することに努める。

（除籍に関する方針）

- 第6条 民俗博物館は、適切な資料構成の維持及び持続的な収集、研究活動のため、博物館の登録資料の登録抹消（以下「除籍」という。）を行うことができるものとする。
- 2 除籍する資料の候補は、次に該当するものとする。
    - (1) 資料の性質から体験学習、学校教育、古民家内での展示等に、除籍後活用することで、教育普及等の効果が期待される資料
    - (2) 資料の性質から他の施設等に譲渡することで、その資料価値が向上し、適切な保存、活用、研究環境が期待される資料

(3) 著しい損傷、修復不能な破損、部材のみの残存等、展示、調査、研究、教育普及が困難であり、資料価値を失ったと認められ廃棄とする資料

- 3 除籍は、除籍後の活用及び他の施設等への譲渡を優先することとし、廃棄は最小限とする。
- 4 譲渡先は、収集地を優先し、原則県内とする。
- 5 除籍の決定にあたっては、運営協議会と十分な協議を実施するものとする。
- 6 除籍を決定した資料の情報は、ホームページ等で一般に公開する。
- 7 除籍の手続きは、奈良県立民俗博物館資料除籍マニュアルに基づき行う。

(他の規程の適用)

第7条 民俗資料の収集、保存、活用、除籍は、この方針（方針から委任した基準、マニュアルを含む。）のほかに奈良県立民俗博物館条例、奈良県立民俗博物館管理規則（昭和49年10月29日奈良県規則第34号）及び物品に関する法令等の定めるところによる。

(方針の改定)

第8条 この方針は策定後随時検証し、必要に応じて改定する。

附則

この方針は、令和 年 月 日から適用する。

# 奈良県立民俗博物館資料除籍マニュアル

令和 年 月 日  
奈良県立民俗博物館長

## (趣旨)

第1 このマニュアルは、奈良県立民俗博物館（以下「民俗博物館」という。）が収蔵資料（以下「資料」という。）を公共の財産として安全かつ適切に維持管理及び研究活用し、その成果を未来に継承し社会に還元するという、持続可能な博物館運営を担保するため、民俗博物館の登録資料の登録抹消（以下「除籍」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (基本方針)

- 第2 民俗博物館は、資料の除籍にあたって、文化財保護の理念に基づき、民俗博物館の全資料を十分に把握したうえで、寄贈者及び県民の信頼を損なうことのないよう除籍の必要性を検討する。
- 2 除籍は、県内市町村等との意見交換、情報共有及び譲渡協力を図るとともに、奈良県立民俗博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）と十分に協議のうえ実施するものとする。
  - 3 除籍は、除籍後の活用及び他の施設等への譲渡を優先することとし、廃棄は最小限とする。
  - 4 譲渡先は、収集地を優先し、原則県内とする。
  - 5 除籍は、除籍しようとする資料の情報を広く公開して実施するものとする。

## (除籍候補基準)

- 第3 民俗博物館は、次のいずれかに該当する資料について、除籍の候補とする。なお、安易な除籍は行わない。
- (1) 資料の性質から体験学習、学校教育、古民家内での展示等に、除籍後活用することで、教育普及等の効果が期待される資料
  - (2) 資料の性質から他の施設等に譲渡することで、その資料価値が向上し、適切な保存、活用、研究環境が期待される資料
- 資料には、次に掲げるものを含む。
- ア) 資料における奈良県の地域性及び歴史性を考慮し、他の博物館、資料館へ譲渡することで資料価値が向上すると考えられる資料
  - イ) 学校等へ譲渡することで教育に資することができると考えられる資料

ウ) 資料の性質を考慮し、図書館、博物館等へ譲渡することで資料価値が向上すると考えられる書籍や古文書等の資料

- (3) 著しい損傷、修復不能な破損、部材のみの残存等、展示、調査、研究、教育普及が困難であり、資料価値を失ったと認められ廃棄とする資料

(除籍の手続き)

第4 民俗博物館は次の手順により除籍を行うものとし、別紙「除籍までのフロー」のとおりとする。

(1) 除籍候補の資料選定は、定期的な資料の点検及び調査の結果をふまえ、館長の指示により、除籍候補基準に基づき総務学芸課長及び館内学芸員全員、並びに必要に応じて招致した人員による検討会で行う

(2) 館内学芸員は、上記(1)で選定した除籍候補の資料について、館長が招集する外部アドバイザーからの意見を聴取したうえで、除籍候補から除外する資料、活用候補資料、譲渡候補資料及び廃棄候補資料に分類する。なお、譲渡対象でも譲渡先が見つからなければ、廃棄対象になることを考慮のうえ検討する

(3) 上記(2)により分類した活用候補資料、譲渡候補資料及び廃棄候補資料について、その妥当性を運営協議会で協議する

(4) 館長は、運営協議会の協議結果をふまえ、活用候補資料、譲渡候補資料及び廃棄候補資料を決定する

(5) 譲渡候補資料は、資料目録、資料情報等をホームページ等で一般に公開する

(6) 廃棄候補資料は、資料目録、資料情報、廃棄理由等をホームページ等で一般に公開する

(7) 譲渡候補資料のうち譲渡先候補が決まっていない場合は、可能な限り譲渡先の探索に努める。その際、県内市町村等と意見交換、情報共有を行い、譲渡先の希望を募る

(8) 譲渡先候補の探索に努めたが譲渡先がない場合は、廃棄の対象とすることを運営協議会に報告する

(9) 譲渡先候補が決まった場合は、譲渡先候補を運営協議会に報告する

(10) 館長は、上記(9)までの手続きをふまえ、除籍後の活用、譲渡又は廃棄を決定する

(11) 除籍後の活用、譲渡又は廃棄が決定された資料は除籍する

(12) 除籍した資料は、運営協議会へ報告するとともに、資料目録、資料情報、除籍理由、運営協議会の意見をホームページ等で一般に公開する

(13) 民俗博物館は、除籍資料の報告書を作成し、適切に保管、管理する

2 譲渡の決定の優先順位は原則として次の順序とする。

(1) 資料の保存を前提とした、活用、教育等を目的とする県内の公的施設等

(2) 資料の使用を前提とした、県内の公的施設等

(3) 上記(1)及び(2)以外の県内施設等

- (4) 県内に在住する個人。なお、個人の優先順位は、上記(1)から(3)の順とし「公的施設等」及び「施設等」を「個人」と読み替える
- (5) 県外の施設及び個人へは、原則として譲渡しないこととする。譲渡の希望があった場合は、相手先の状況を精査してからの譲渡とする
- 3 資料を譲渡するにあたっては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月31日奈良県条例第41号)第7条に該当する場合のみ譲渡するものとし、譲渡先からは転売禁止の誓約書を徴収するものとする。
- 4 資料を除籍後の活用、譲渡又は廃棄するにあたっては、適切にデジタルデータによる保存を行う。
- 5 除籍した資料の目録は、除籍後すみやかに主管課及び文化財関係所管課に報告する。
- 6 除籍に伴う文化財関連法令及び奈良県会計規則等に基づく手続きは、主管課及び文化財関係所管課に適宜確認及び報告し、適正に事務を進める。

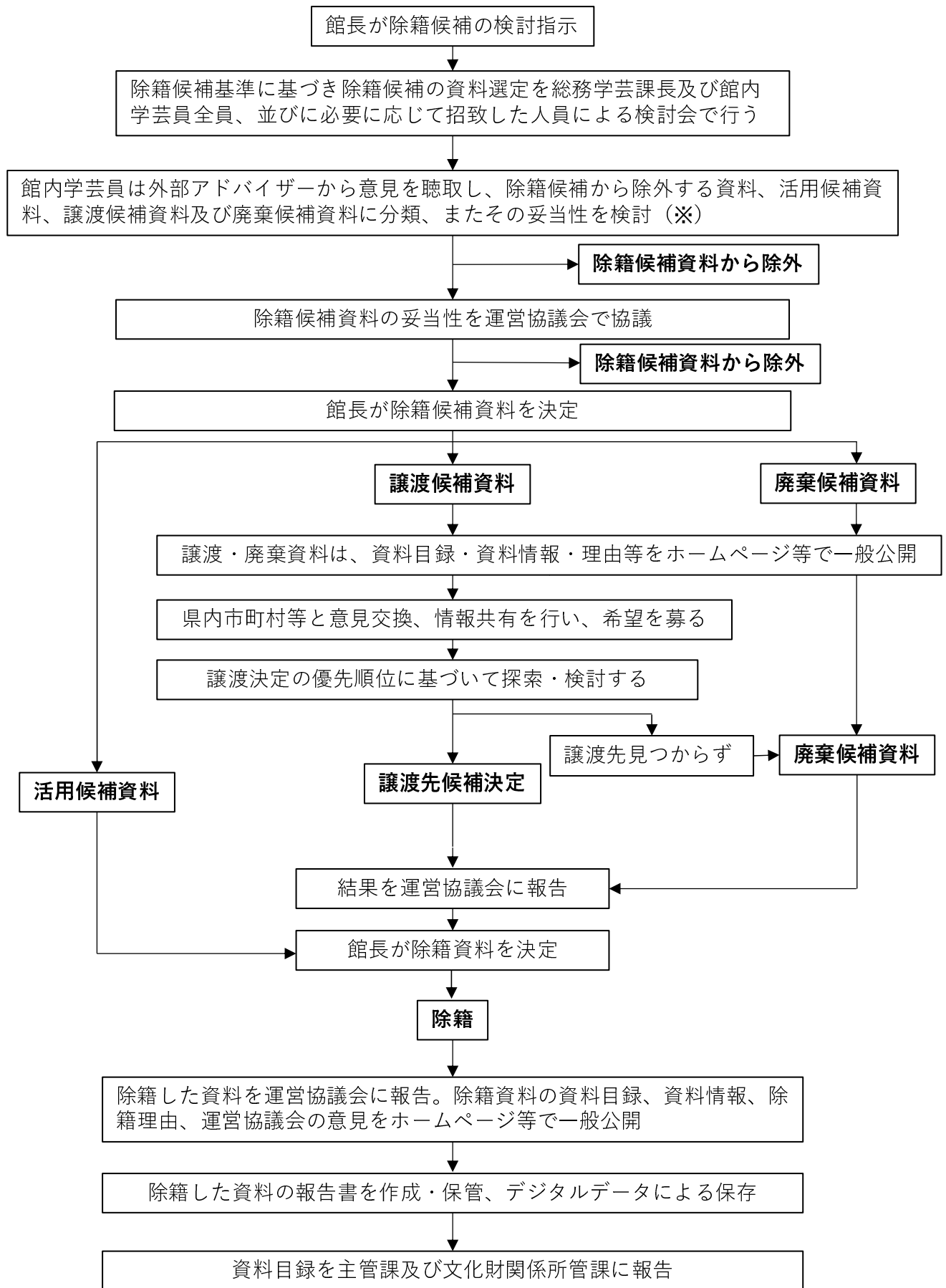
(改定)

- 第5 このマニュアルは、除籍の手続き開始後随時検証し、必要に応じて改定する。
- 2 改定に際し、運営協議会と協議のうえ実施する。
- 3 改定された際は、その内容を年報、ホームページ等で一般に公開する。

附則

このマニュアルは、令和 年 月 日から適用する。

別紙 除籍までのフロー



※ 譲渡対象でも譲渡先が見つからなければ、廃棄対象となることを考慮のうえ検討する  
 ★なお、一連の手続きにおいて、主管課及び文化財関係所管課に適宜確認及び報告するものとする